

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

改訂なし

理事

改訂なし

理事(非常勤)

改訂なし

監事

改訂なし

監事(非常勤)

改訂なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	19,217	13,680	5,537	0			
A理事	12,796	10,080	2,716	0	4月1日		
B理事	14,200	10,080	4,080	24 16 (通勤手当) (寒冷地手当)			
C理事	14,200	10,080	4,080	24 16 (通勤手当) (寒冷地手当)			

D理事	千円 14,184	千円 10,080	千円 4,080	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 13,249	千円 8,640	千円 3,671	千円 518 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当)			
F理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0	4月1日		
A監事	千円 12,215	千円 8,640	千円 3,497	千円 78 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0	4月1日		

注1: 「広域異動手当」とは、就任前の法人等と本法人の距離及び就任直前の住居と本法人との距離が60km以上ある場合に支給しているものである。

注2: 「前職」欄の「」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化、派遣職員への切り替え等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与（昇格、昇給及び勤勉手当）は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給（昇給特定職員については3号給）を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。
賞与：勤勉手当（査定分）	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成20年4月1日から以下のとおり改正を行った。

1 育児短時間勤務制度及び自己啓発等休業制度の導入に伴う一部改正

平成19年8月に施行された国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律に準じて同制度を導入し給与制度を定めたことによる改正。

2 学校教育法の一部改正に伴う一部改正

学校教育法の一部改正に伴い、附属学校に副校（園）長を新たに導入したことによる改正。

3 給与制度の見直しに伴う一部改正

管理職手当について、職務・責任等に応じた手当額に見直したことによる改正。

2 職員給与との支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,109	43.9	6,844	4,935	55	1,909
事務・技術	429	43.1	5,606	4,098	86	1,508
教育職種 (大学教員)	995	48.8	8,660	6,185	43	2,475
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	504	35.4	4,632	3,387	43	1,245
技能・労務職種	10	55.7	4,890	3,562	101	1,328
教育職種 (附属養護学校教員)	21	36.4	6,331	4,698	58	1,633
教育職種 (附属義務教育学校教員)	54	40.8	6,834	5,019	78	1,815
医療職種 (病院医療技術職員)	91	42.9	5,496	4,004	87	1,492
その他の医療職種 (医療技術職員)	3	42.5	5,229	3,849	55	1,380
その他の医療職種 (看護師)	2					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注4: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注5: その他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	12	61.9	3,125	2,625	66	500
事務・技術	11	62.0	3,112	2,612	55	500
医療職種 (病医療技術職員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 再任用職員の医療技術職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	48	44.8	3,845	2,820	81	1,025
事務・技術	26	43.6	3,640	2,659	68	981
教育職種 (大学教員)	4	49.5	4,953	3,591	78	1,362
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	10	54.6	4,291	3,173	119	1,118
医療職種 (病院医療技術職員)	8	34.1	3,402	2,520	78	882

注1: 「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

〔年俸制適用者〕

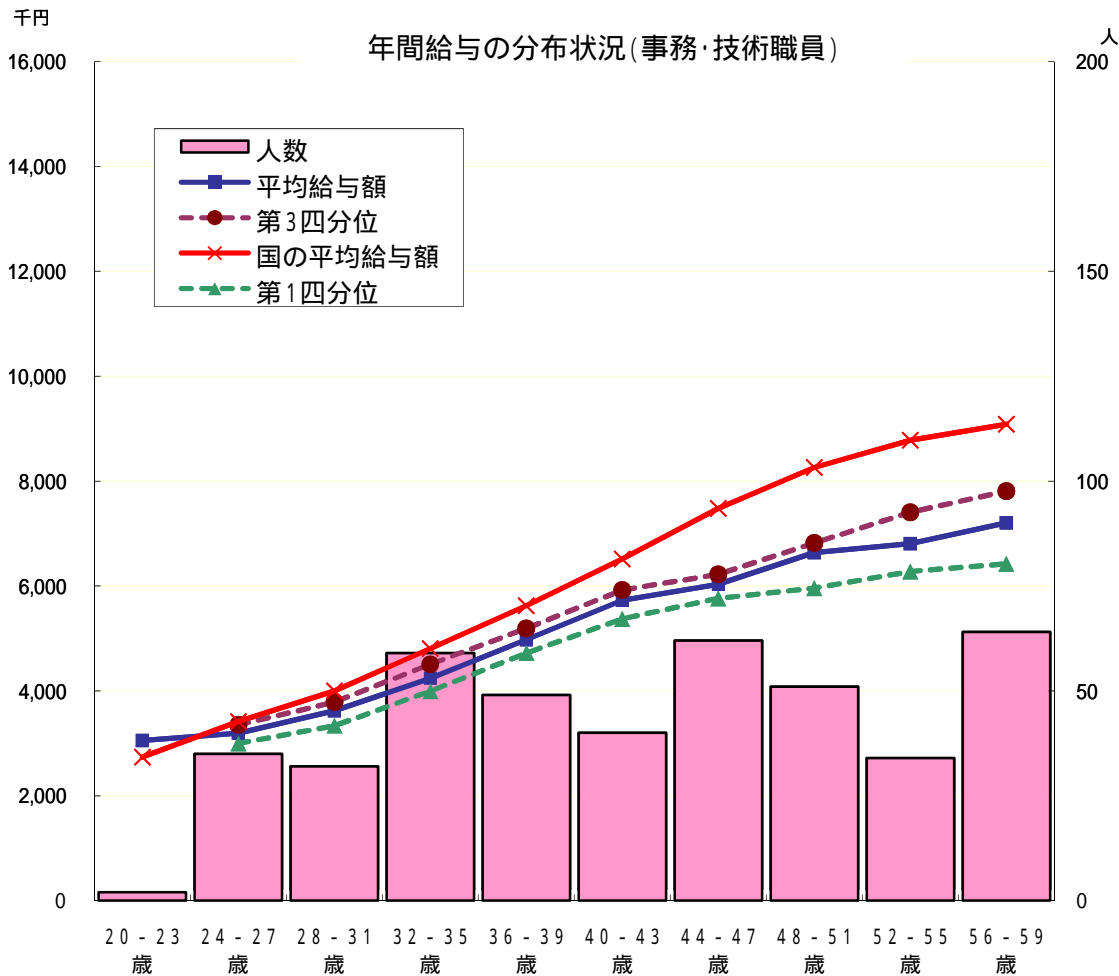
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	22	40.2	6,608	6,608	36	0
事務・技術	該当者なし					
特任教員等	22	40.2	6,608	6,608	36	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員,任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)

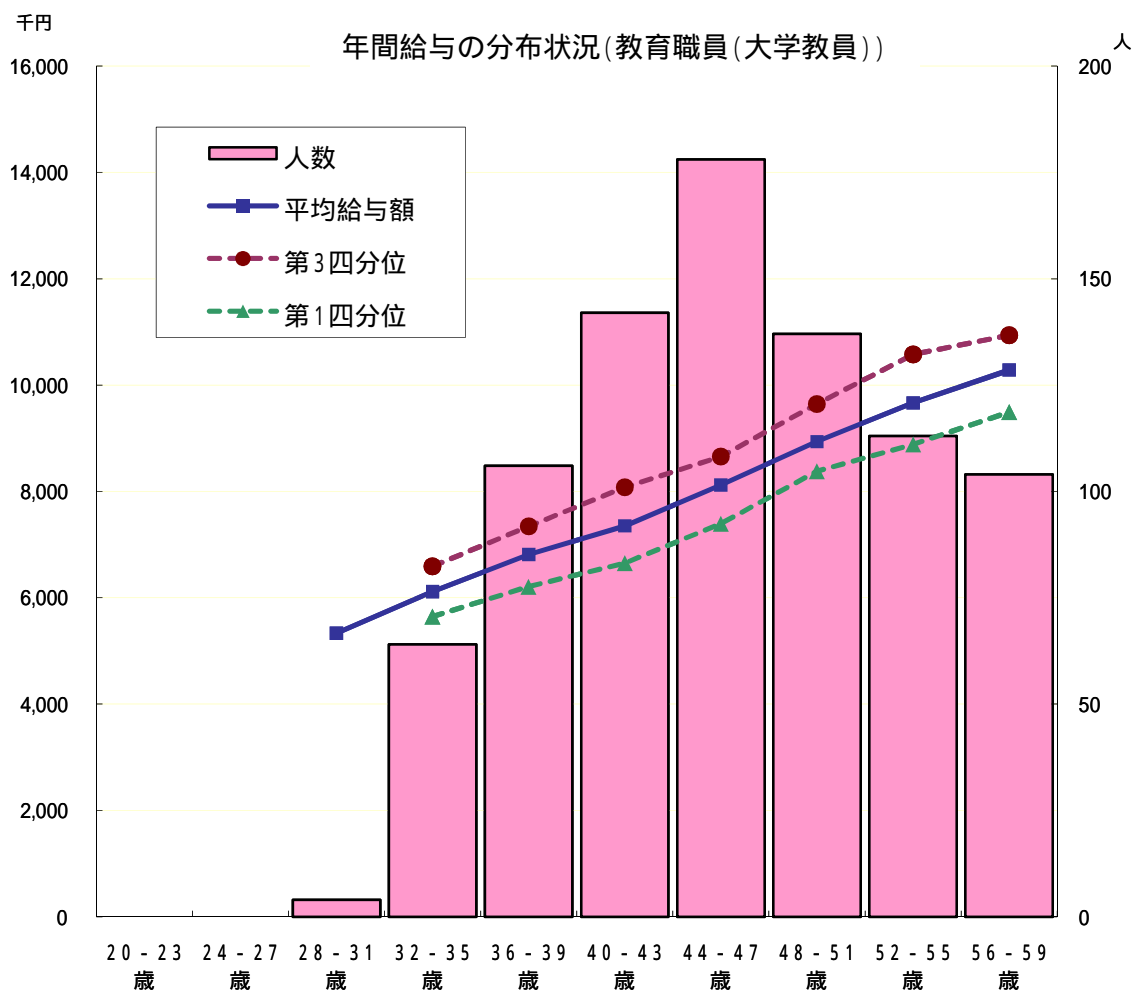


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は2名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから, 第1・第3四分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	8	56.9	8,379	9,710	10,906
課長	27	54.7	7,363	7,921	8,571
副課長	36	53.0	6,723	7,131	7,431
係長	181	48.1	5,684	5,994	6,359
主任	81	38.2	4,381	4,804	5,106
係員	96	29.7	3,221	3,604	3,907

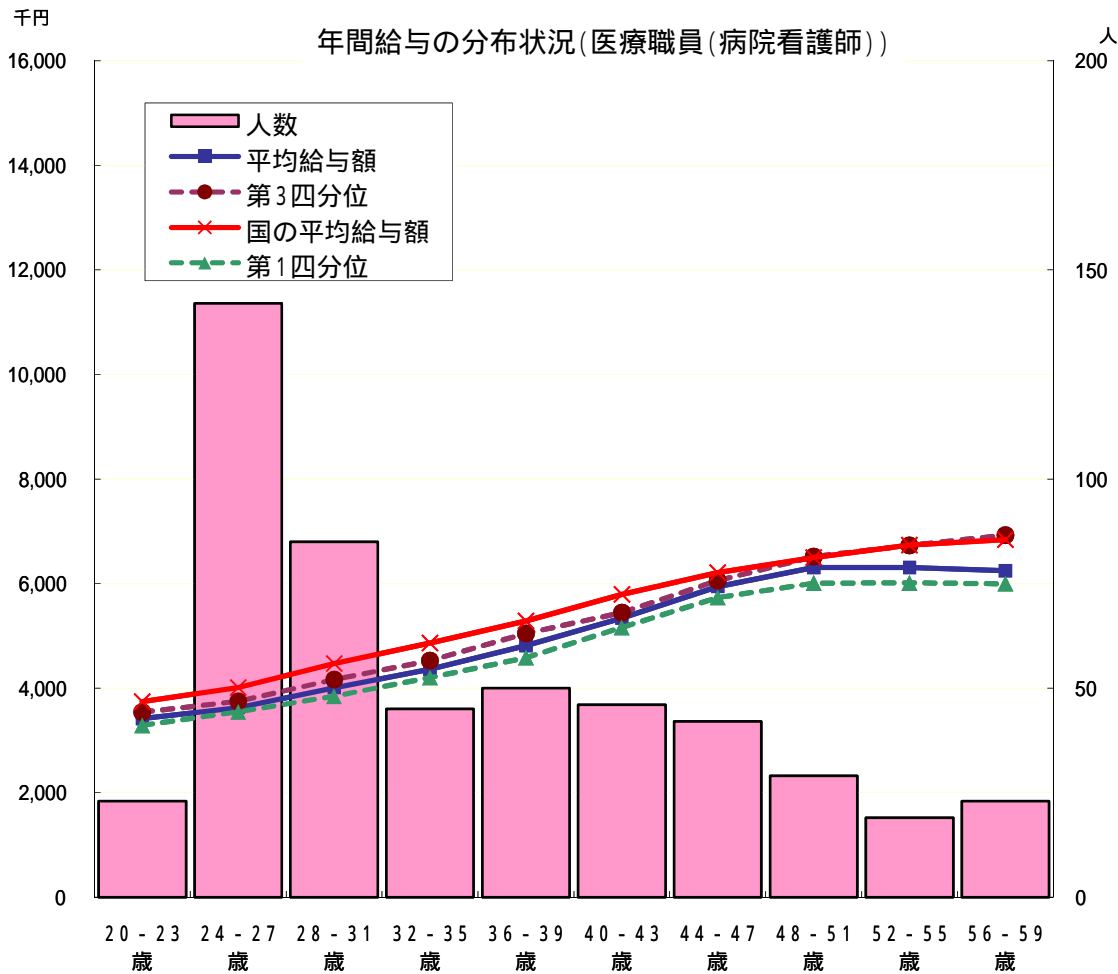


注：年齢28～31歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	368	56.4	9,847	10,461	10,982		
准教授	334	45.7	7,695	8,192	8,781		
講師	72	46.8	7,461	7,897	8,373		
助教	215	41.3	6,066	6,435	6,854		
助手	5	43.7	6,096	5,999	6,187		
教務職員	1		-				

注：教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の欄については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-	
副看護部長	4	50.0	-	7,073	-	
看護師長	30	50.3	5,988	6,414	6,785	
副看護師長	74	44.6	5,338	5,692	6,080	
看護師	389	31.9	3,609	4,194	4,530	
准看護師	6	58.2	5,236	5,330	5,478	

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の欄については記載していない。

注2：副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3四分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	人 429	人 48 (11.2%)	人 70 (16.3%)	人 222 (51.7%)	人 48 (11.2%)	人 28 (6.5%)	人 9 (2.1%)
年齢(最高 ~最低)		歳 35 ~ 21	歳 50 ~ 27	歳 59 ~ 35	歳 60 ~ 45	歳 59 ~ 39	歳 59 ~ 51
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 2,842 ~ 1,995	千円 3,647 ~ 2,405	千円 5,008 ~ 2,995	千円 5,677 ~ 4,257	千円 6,979 ~ 4,911	千円 7,271 ~ 6,022
年間給与 額(最高 -最低)		千円 3,785 ~ 2,751	千円 4,916 ~ 3,304	千円 6,919 ~ 4,113	千円 7,723 ~ 5,885	千円 9,275 ~ 6,821	千円 9,839 ~ 8,246

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	人 4	人 4 (0.9%)	人 0 (0.0%)	人 0 (0.0%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 59 ~ 49	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 8,144 ~ 7,561	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円 11,271 ~ 10,568	千円	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	人 995	人 1 (0.1%)	人 220 (22.1%)	人 75 (7.5%)	人 331 (33.3%)	人 368 (37.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 64 ~ 28	歳 64 ~ 30	歳 64 ~ 32	歳 64 ~ 40
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 ~	千円 5,691 ~ 3,107	千円 6,551 ~ 4,033	千円 7,221 ~ 4,303	千円 9,516 ~ 5,547
年間給与 額(最高 -最低)		千円 ~	千円 7,906 ~ 4,262	千円 9,004 ~ 5,683	千円 9,908 ~ 6,005	千円 13,684 ~ 7,877

注：1級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高~最低)以下の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 504	人 6 (1.2%)	人 389 (77.2%)	人 74 (14.7%)	人 30 (6.0%)	人 4 (0.8%)
年齢(最高 ~最低)		歳 59 ~ 53	歳 59 ~ 23	歳 58 ~ 36	歳 59 ~ 44	歳 53 ~ 47
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 4,033 ~ 3,692	千円 4,937 ~ 2,236	千円 5,033 ~ 3,337	千円 5,140 ~ 4,033	千円 5,267 ~ 4,925
年間給与 額(最高-最低)		千円 5,483 ~ 5,077	千円 6,825 ~ 3,067	千円 6,992 ~ 4,601	千円 7,256 ~ 5,650	千円 7,183 ~ 6,954

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 1	人 1 (0.2%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~

注：6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢（最高～最低）以下の欄については記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% (44.2～32.9)	% (44.0～30.0)	% (44.1～31.4)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 67.9	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.8	% 32.1	% 33.4
	最高～最低	% (37.8～31.6)	% (34.7～28.8)	% (36.2～30.2)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 63.8	% 62.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.4	% 36.2	% 37.7
	最高～最低	% (47.5～33.4)	% (44.0～31.1)	% (45.5～32.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.9	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.9	% 32.1	% 33.5
	最高～最低	% (37.8～31.6)	% (34.8～28.8)	% (36.2～30.1)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.1	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 32.9	% 34.3
	最高～最低	% (37.8～34.9)	% (34.7～31.9)	% (34.8～33.3)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% (37.8～32.3)	% (34.7～29.6)	% (36.2～30.9)

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 83.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 96.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.1

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 91.8

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 95.2

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員 83.2		
	参考	地域勘案	89.2
		学歴勘案	83.9
		地域・学歴勘案	89.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.4% (国からの財政支出額 21,312,832千円,支出予算の総額 51,397,180千円:平成20年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。		

医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員 91.8		
	参考	地域勘案	92.0
		学歴勘案	90.9
		地域・学歴勘案	91.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.4% (国からの財政支出額 21,312,832千円,支出予算の総額 51,397,180千円:平成20年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 16,905,605	千円 17,352,396	千円 (%) 446,791 (2.6)	千円 (%) 1,724,411 (9.3)
退職手当支給額 (B)	千円 2,667,806	千円 2,517,810	千円 (%) 149,996 (6.0)	千円 (%) 1,096,746 (69.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,888,783	千円 3,390,852	千円 (%) 497,931 (14.7)	千円 (%) 1,514,707 (63.8)
福利厚生費 (D)	千円 2,471,931	千円 2,504,687	千円 (%) 32,756 (1.3)	千円 (%) 101,081 (3.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 25,934,125	千円 25,765,745	千円 (%) 168,380 (0.7)	千円 (%) 785,961 (3.1)

総人件費について参考となる事項

1 比較増 減額について

給与、報酬等支給総額(A)の増 減額の要因(対平成19年度比 446,791千円)

- ・定員削減、欠員、外注化などによる支給人数の減・寒冷地手当の経過措置による減
- ・団塊世代退職の世代交代による減・超過勤務手当等の縮減

退職手当支給額(B)の増 減額の要因(対平成19年度比 149,996千円)

- ・長期勤続退職者の増

非常勤役職員等給与(C)の増 減額の要因(対平成19年度比 497,931千円)

- ・特定有期看護職員の増・特任教員の増・外部資金による雇用の増・欠員代替職員の増
- ・非常勤医師の増

福利厚生費(D)の増 減額の要因(対平成19年度比 32,756千円)

- ・保険料率の改定に伴う減

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

- ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに、教員補充については、その必要性、採用時期等を慎重に検討し、人件費の削減を図る。

・事務系職員にあっては、平成18年度から平成22年度までの5年間で37人分の業務を外注化する「事務の外注化実施計画」を策定し、平成20年度には、この計画に基づき6人の外注化を実施した。

法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

及び の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与、報酬等支給 総額(千円)	19,117,735	17,840,372	17,352,396	16,905,605
人件費削減率 (%)		6.7%	9.2%	11.6%
人件費削減率(補 正值)(%)		6.7%	9.9%	12.3%

(注1) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

(注2) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

3 その他

本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について

「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし